

(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員扶養手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第16条の規定による扶養手当の支給について定めるものとする。

(届出)

第2条 旧給与規程第17条に定める届出は、所定の扶養手当（認定・取消）申請書を理事長に提出して行うものとする。

(認定)

第3条 理事長は、教職員から前条の届出を受けたときは、当該届出に係る扶養親族としようとする者（以下「被扶養者」という。）が旧給与規程第16条第2項に定める要件を備えているかどうか確かめて扶養親族の認定を行うものとする。

2 被扶養者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その者を扶養親族として認定しない。

- (1) 民間その他から扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けている者
- (2) 年額1,300,000円程度以上の所得がある者
- (3) 被扶養者が心身に著しい障害がある者である場合は、前2号によるほか、その障害の程度が終身労務に服することができない程度でない者

3 教職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その教職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することものとする。

(添付書類)

第4条 扶養手当（認定・取消）申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 被扶養者が、旧給与規程第16条第2項各号に掲げる親族であることを証明する書類
- (2) 被扶養者が教職員と生計を一にし、かつ、主として教職員の収入により生計を維持していることを証明する書類
- (3) 被扶養者の所得額又は所得のないことを証明する書類
- (4) 被扶養者が心身に著しい障害がある者である場合は、その事実及びその事実の生じた日並びにその程度を証明する書類
- (5) 扶養親族たる要件を欠くに至ったときは、その事実及びその事実の生じた日を証明する書類
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、必要がないと認めるときは、前項各号に規定する添付書類の全部又は一部の提出を省略させることがある。

(事後の確認)

第5条 理事長は、必要があると認めるときは、現に扶養手当の支給を受けている教職員及びその扶養親族が旧給与規程第16条第1項及び第2項に定めるそれぞれの要件を備えているかどうか並びに扶養手当の支給額が適正かどうかについて確認するため、当該教職員に対し、扶養の状況等について報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることがある。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(平成31年4月1日から令和2年年3月31日までの経過措置)
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における旧給与規程附則第5項第3号又は第4号に該当する届出にあつては、扶養手当(認定・取消)申請書に、配偶者のある教職員が配偶者を欠き、又は配偶者のない教職員が配偶者を有するに至った事実及びその事実の生じた日を証明する書類を添付しなければならない。